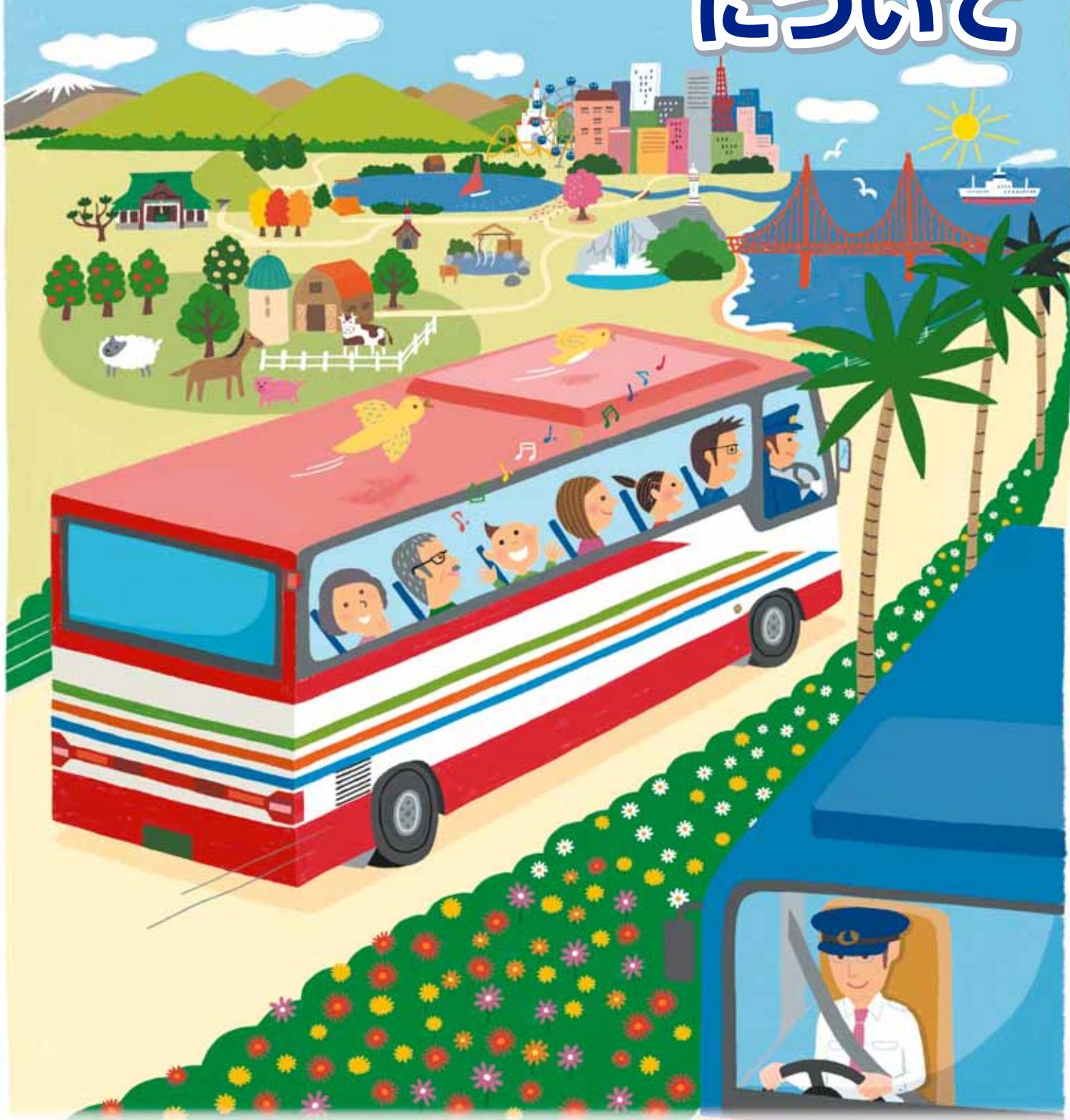


貸切バスのご利用

●バス旅行・イベント等でのご利用におけるポイント●

について



NBAのステッカーが貼付されている車両は、
(社)日本バス協会(Nihon Bus Association)に加盟しているバス会社です。

社団法人 日本バス協会

NBAの会員会社は、お客様の安全かつ快適なご旅行に供するため、運転者の安全教育・健康管理、車両点検など各種の安全対策に積極的に取り組んでいます。質の高い乗務員とゆきとどいたサービスにより、心ゆくまでバス旅行を楽しんでいただくよう努めてまいります。

※このリーフレットは、運輸事業振興助成交付金により作成しました。

不当なダンピング要求では走れません。

運転できないよ～!

運賃は
自由だと、思って
いませんか？

ダンピング

バス会社は時間・距離に応じて、運賃の上限・下限を定めて各運輸局に届出ており、この範囲内で運賃を頂くことになっています。

下限運賃を下回ることは、違法になります。

- ※1. 道路運送法第30条第2項又は9条の2第1項
事業の健全な発達を阻害する競争をしてはならない。
2. 行政処分 運賃料金の適正収受違反等その他
警告処分や再違反の場合は、事業用自動車の使用停止になります。

貸切バスの運賃・料金とは…

運賃

①時間制運賃

実拘束時間に時間賃率を乗じる。

3時間未満は3時間

時間の積算は1日当たり12時間を上限

2日以上は1日8時間が上限

②キロ制運賃

100キロまで、300キロまで、300キロ超の
3段階の距離にそれぞれ距離賃率を乗じる。

料金

①深夜早朝 運行料金

PM10～AM5の間に時間単位で適用

②待機料金

車両を待機させた場合に適用

③回送料金

乗車地及び降車地から最寄りの営業所までの
回送距離で20Kmを超える回送キロに適用。

④航走料金

フェリーにより、航走にかかる時間に適用

⑤特殊車両 割増料金

グレードの高い車両について、割増を設定

※ 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法



実費負担

- ガイド料
- 有料道路利用料
- フェリー代金
- 駐車場料金
- 乗務員宿泊料
など

安心・安全のために…その①

みんなの安心が 楽しいバス旅行をつくります。

「旅行行程表」は 余裕をもって。

目的地間への移動時間が極端に短いなど、無理のある旅行行程は事故を発生させるおそれがあります。旅行行程は余裕をもって作成することをお願いします。



配車地・旅行行程中の バスの待機場所の確保。

路上でのご乗車は、交通渋滞や事故の原因となり、長時間の場合は道路交通法で処罰の対象となります。

配車地等は他の交通や運行の妨げにならない場所をご指定いただき、明細地図のご提供をお願いいたします。

また、配車後はできるだけすみやかに出発できるようご協力ください。

ご発注は 営業区域内で。

バス会社を選ぶ際には、出発地または到着地のいずれかに営業区域を有するバス会社にお願いします。

- ※ (1) 道路運送法第20条 発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- (2) 行政処分 営業区域外運送
 - ① 臨時・偶発的なものは、初犯・10日車、再犯・30日車
 - ② 反復・計画的なものは、更に重い初犯・20日車、再犯・60日車

白ナンバーのバスの 貸切行為の禁止。

自家用バス(白ナンバー)で有料でお客様を送迎する行為、観光地案内等を無料で運行する行為は法律で禁止されており、処罰されます。

また、レンタカーのバスを運転手付きで借りることも違反です。

- ※ (1) 道路運送法第4条第1項 旅客運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 罰則 道路運送法第96条 許可なしに事業を經營した者。3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科。

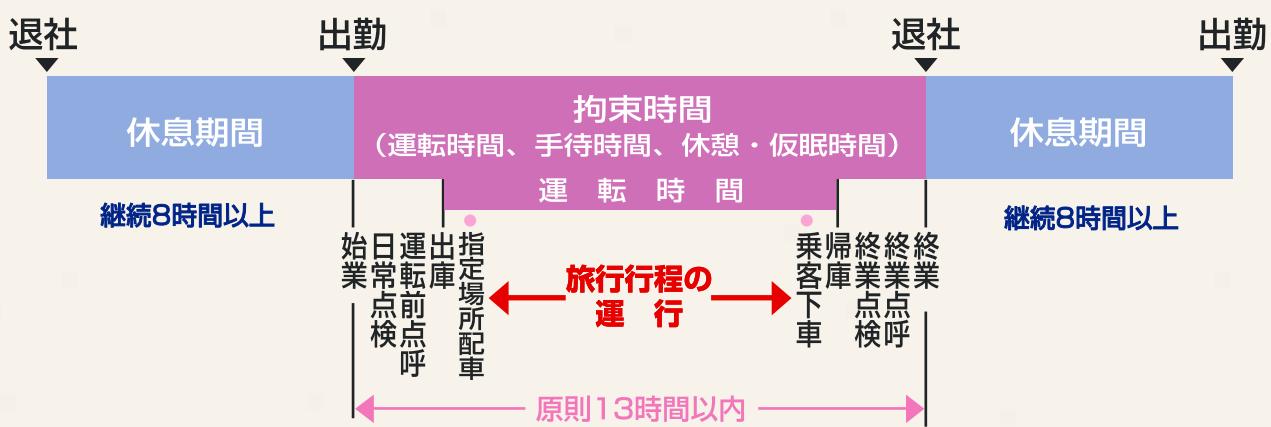


安心・安全のために……その②

1日の拘束時間は原則13時間以内、運転時間は2日を平均して1日当たり9時間以内で。

拘束時間とは…
出発から到着までの時間だと
思っていませんか？

バス運転者の勤務時間については、過労防止のために拘束時間、運転時間等が決められています。これは、国土交通省の「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(勤務時間等基準告示)に定められています。



■運転時間

- 1日9時間以内（2日を平均して）
- 連続運転時間は、4時間以内です。

・運転開始後4時間以内又は4時間経過後に30分以上の休憩をしなければなりません。
ただし、4時間以内に休憩する場合は1回を10分以上にし、分割することができます。



**席の移動が
自由にできると思って
いませんか？**

安心のシートベルト、 安全のバス旅行。

道路交通法が改正され、お客様の席もシートベルトの着用が義務化されました。

バスガイドは、業務上、席を立ったり移動することがあります。安全のため、着席して案内をさせて頂く場合もありますので、予めご了承願います。

※道路交通法第71条の3第2項

自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。





安心・安全のために…その③

乗務距離^{*}670km以上は 貸切バスの運転者は 「2人乗務」で!

高速道路を
どこまでも
走れると
思っていませんか?

勤務時間等基準告示(別掲)で定められた運転時間を遵守するための目安として、「乗務距離」に基づく交替運転者の配置基準が定めされました。

貸切バスの高速道路走行を伴う運行においては、国土交通省の指針で定められ、「2日」を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmです。

このため、670kmを超えて運行する場合は、運転者は原則として「2人乗務」となります。

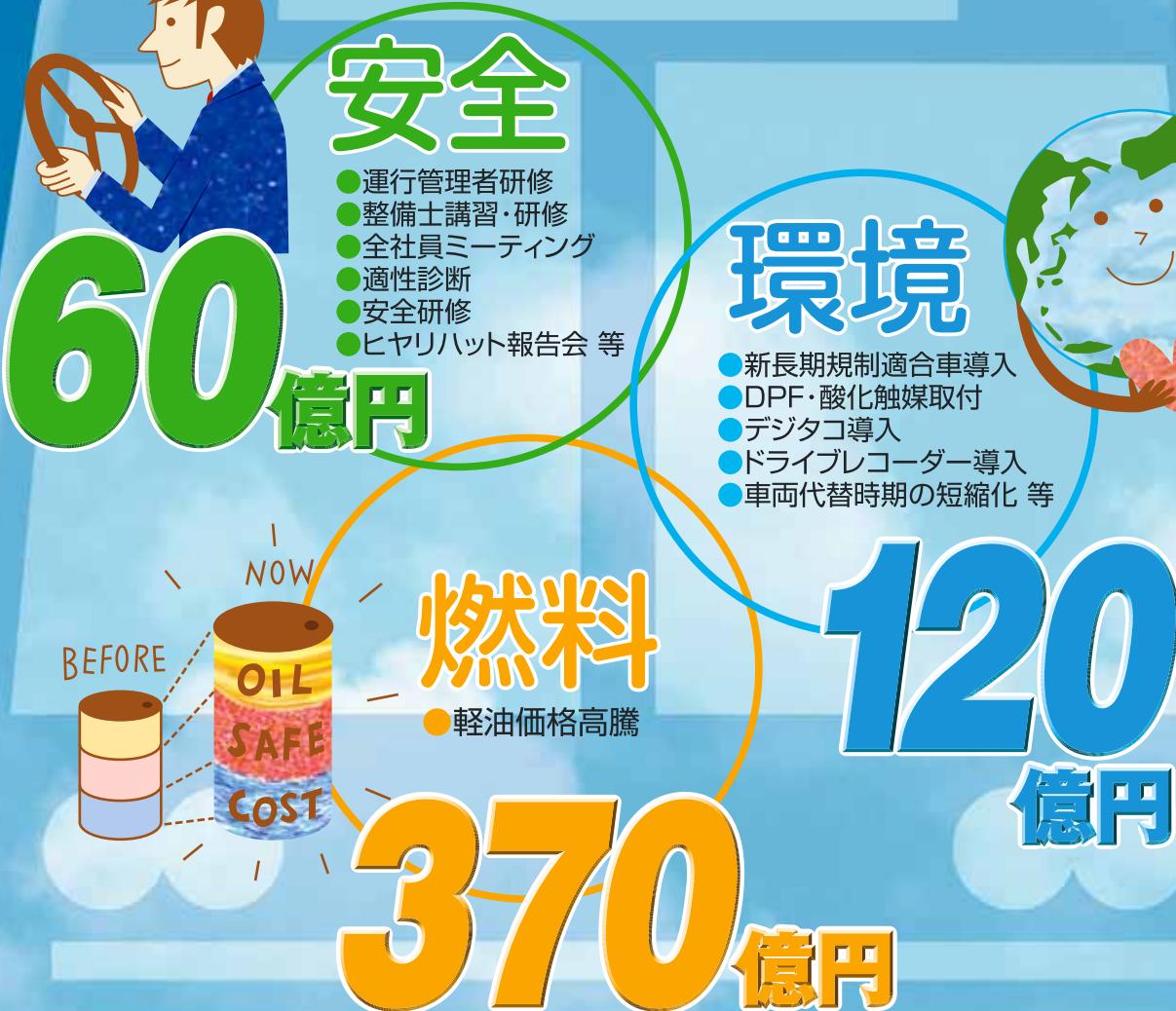


- ※1. 高速道路における乗務距離に一般道路の乗務距離を2倍に換算したものを加算します。
(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)
- 2. 労使協定等により、本指針よりも乗務距離が短い場合がありますので、ご用命の際、
バス会社の説明をお聞きください。



安全・環境・燃料に関する 「コスト増」をご理解ください。

貸切バスは、安全・環境規制の強化によるコスト増に加え、軽油価格の上昇で、厳しい状況にあります。
日本バス協会の試算によると、業界全体では、安全に係わるコスト増は60億円、環境は120億円、
燃料は370億円の負担増になります。※道路運送法の一部を改正する法律施行時(12年2月)と平成20年8月との比較



貸切バス事業における平成18年度の営業収入は4,300億円であり、
これら安全等のコスト増はさらなる経営圧迫の要因となっています。
このような厳しい実情をご理解くださるようお願いいたします。

お問い合わせは 安心・安全・快適な当社まで

協会名



社団法人 日本バス協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9F
URL <http://www.bus.or.jp>